

# 追手門学院大学大学院現代社会文化研究科規程

## 追手門学院大学大学院現代社会文化研究科規程

2015年3月16日  
制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第1項の規定に基づき、追手門学院大学大学院現代社会文化研究科（以下「本研究科」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (教育目的)

第2条 現代社会学専攻は、社会学に関する高度専門的知識を基盤として、現代社会の全体像を多角的に研究することを通じて、複雑化する様々な社会問題の解決や地域社会の持続性を旨として学術研究する能力を備え、現代社会のイノベーションや地域社会の持続性に寄与する高度専門職業人を養成することを目的とする。

2 国際教養学専攻は、国際的通用性のある教養と、英語あるいは日本語のより高い運用力を持ち、自らを深く知り、研究をとおして自らを不断に成長させる人材を育成し、国際共通語としての英語を活用して、世界中の異文化に視野を広げ、他者の価値観を尊重し、自分の生き方が相対化できる高度専門職業人、あるいは国際的視野から日本の伝統文化や最先端の文化および日本語についてより深く学び、自国文化を積極的に他者に発信することができる高度専門職業人を養成することを目的とする。

### (専攻)

第3条 本研究科の専攻及びコースは次のとおりとする。

現代社会学専攻 修士課程  
現代社会コース  
地域創造コース  
国際教養学専攻 修士課程  
国際コミュニケーションコース  
国際日本学コース

### (定員)

第4条 現代社会文化研究科の学生定員は、次のとおりとする。

現代社会文化研究科	入学定員	編入学定員	収容定員
現代社会学専攻	5名	—	10名
国際教養学専攻	5名	—	10名
計	10名	—	20名

### (標準修業年限)

第5条 本研究科修士課程の標準修業年限は2年とする。ただし、優れた業績を上げた者については、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。

### (学年、学期及び休業日)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて前期・後期の2学期とし、期間については別に定める。

第7条 休業日は次のとおりとする。

- 1) 日曜日
  - 2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - 3) 学院創立記念日（5月29日）
  - 4) 本学が定めた夏期、冬期及び春期休業日
- 2 前項第4号に規定の休業期間は、本学学年暦による。
- 3 学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

### (授業科目及び単位数)

第8条 授業科目及びその単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

2 前項に規定する授業科目のうち、大学院共通科目については、指導教員が研究上特に必要と認められた場合に限り、履修することができる。

### (授業科目の履修)

第9条 授業科目の履修については、大学院学則、追手門学院大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び第8条に規定する授業科目一覧等に基づき、指導教員と相談の上決定するものとする。

2 授業科目の履修にあたっては、所定の方法により指定された期日までに履修登録を行わなければならない。

3 各学期における履修登録に単位制限は設けない。ただし、第12条に規定する長期履修学生にあっては、指導教員から十分な指導を受け、計画的にかつ柔軟な履修計画を立てるものとする。

### (メディアを利用した授業)

第10条 第8条に規定する授業科目の一部は、追手門学院大学学則（以下「大学学則」という。）第19条第3項の規定を準用し、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室以外の場所において履修させることがある。

2 前項に規定する授業は、あらかじめ指定した日時パソコンその他双方向の通信手段によって行うことができる。

### (教育方法の特例)

第11条 本研究科は、大学院学則第4条第3項に基づき、夜間その他特定の時間・時期において授業（前条に規定するメディアを利用した授業を含む）または研究指導を行う等の教育方法の特例による教育を必要に応じて行うことがある。

### (長期履修制度)

第12条 本研究科は、大学院学則第3条第3項に定める長期履修制度による学生を受け入れる。

2 前項の長期履修制度に関して、この規程に定めのない事項は、別に定める。

### (修了要件)

第13条 本研究科の各専攻における修了要件については、以下のとおりとする。

現代社会学専攻 第8条に規定する開講科目表の履修区分に従って、専攻共通科目4単位および研究指導科目8単位、ならびに専攻科目18単位以上の合計30単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目は自コースから12単位以上修得しなければならない。なお、大学院共通科目は専攻科目18単位の中に含めることができる。

国際教養学専攻 第8条に規定する開講科目表の履修区分に従って、専攻共通科目4単位および研究指導科目8単位、ならびに専攻科目18単位以上の合計30単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目は自コースから12単位以上修得しなければならない。なお、大学院共通科目は専攻科目18単位の中に含めることができる。

2 いずれの専攻においても、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

3 第1項に規定する単位の計算については、大学院学則第19条及び第20条の規定を準用し、前項に規定する学位論文の審査及び最終試験については、学位規程の定めによる他、別にこれを定める。

### (在学年限)

第14条 在学年限は、4年を超えることができない。

2 第12条に規定する長期履修学生の履修期間についても、前項に規定する在学年限を超えることはできない。

### (学修の評価)

第15条 学修の評価は、筆記試験若しくは口述試験または研究報告の審査（以下「試験等」という。）により行う。

2 試験等は、授業科目の授業修了の学年末または学期末に行う。ただし、担当教員が必要と認めるときは、随時に行うことがある。

3 試験等を行う授業科目、日時その他必要な事項は、その都度公示する。

### (試験等の成績評価)

第16条 試験等の成績は、100点満点とする点数で次のとおり評価し、60点以上を合格とする。

合格 90—100 (秀) 80—89 (優) 70—79 (良) 60—69 (可)  
不合格 0—59 (不可)

2 試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

### (課程修了の認定)

第17条 課程修了の認定を得た者には、次のとおり学位を授与する。

現代社会文化研究科  
現代社会学専攻 修士課程 修士（社会学）又は修士（地域創造学）  
国際教養学専攻 修士課程 修士（国際コミュニケーション学）又は修士（文学）

2 前項に規定する学位及び学位授与等については、大学院学則及び学位規程の定めによるものとし、第39条に規定する研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学位授与委員会が行う。

3 大学院委員会及び学位授与委員会に関する事項は、別にこれを定める。

### (教員免許状の資格取得)

第18条 本研究科において、大学院学則第17条第1項に定める所要単位を修得した者が、授与資格を取得できる教員免許状とその教科は次のとおり。

現代社会学専攻 中学校教諭専修免許状（社会）  
高等学校教諭専修免許状（公民）

国際教養学専攻 中学校教諭専修免許状（英語・国語）  
高等学校教諭専修免許状（英語・国語）

### (入学)

第19条 入学の時期は、毎学年のはじめとする。

第20条 本研究科の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1) 大学を卒業した者
- 2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第111号）第155条により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 4) 本研究科における個別の入学審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

### (入学検定)

第21条 入学は検定によって決定する。入学検定及び入学手続きの方法は別に定める。

2 入学者の合否判定は、第39条に規定する研究科委員会が行う。

### (転学)

第22条 他大学の大学院から本研究科への転学は、欠員がある場合に限り、審査の上許可することができる。

2 他大学の大学院へ入学または転学を希望する者は、学長の許可を得なければならない

い。

(休学)

- 第23条 病気その他やむを得ない理由で引き続き6か月以上修学できない場合は、休学願を研究科長に提出し、その許可を得て休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 1 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。
  - 2 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。
  - 3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

- 第24条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を研究科長に提出し、その承認を得なければならない。

(休学中の学費)

- 第25条 休学中は、授業料その他の学費を減免する。
- 1 前項により減免する授業料その他の学費及びその額は、別にこれを定める。

(退学)

- 第26条 退学しようとする者は、その事由を具して学長に願出、許可を受けなければならない。

(再入学)

- 第27条 前条により退学した者又は除籍された者が同一の専攻に再入学を願出たときは、退学又は除籍後2年以内に限り、審査の上、許可することがある。ただし、大学院学則第13条に定める在学年数を超えて除籍された者は、再入学を許可しない。

(委託生)

- 第28条 学校、官庁その他公共団体等から本研究科の特定の授業科目を指定して修学を委託されたときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。
- 1 委託生が、その履修した授業科目について願出ることにより、試験の上、証明書を交付する。ただし、単位は与えない。

(科目等履修生)

- 第29条 本大学院の学生以外の者で、本研究科の特定の授業科目を指定して履修を願出する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 1 科目等履修生が、その履修した授業科目の試験を受けることにより、合格した授業科目については単位を与える。ただし、科目等履修生が当該年度に履修できる単位数は、10単位以内とする。
  - 2 合格した授業科目については、願出により、単位取得証明書を交付する。

(聴講生)

- 第30条 本大学院の学生以外の者で、本研究科の特定の授業科目を指定して聴講を願出する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。
- 1 聴講生が、その履修した授業科目について願出ることにより、試験の上、聴講証明書を交付する。ただし、聴講生が当該年度に履修できる単位数は、20単位以内とし、単位は与えない。

(研究生)

- 第31条 本研究科において研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
- 1 研究生は、研修期間修了時に研究報告書を提出しなければならない。研究報告書を提出した研究生の願出により、研究証明書を交付することができる。ただし、研究生に対しては、単位は与えない。

(外国人特別学生)

- 第32条 外国人で、大学院学則第19条に定める資格を有する者が、同第22条によらないで本邦所在の外国公館の推薦により出願するときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

(規程の準用)

- 第33条 大学院学則第1条、第2条、第4条、第6条から第8条まで、第9条第2項、第23条、第27条及び第45条から第54条までの規定は、委託生、科目等履修生、聴講生、及び研究生に準用する。
- 1 前項の規定のほか、大学院学則第18条及び第19条の規定は、委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。
  - 2 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生に関する事項は、大学院学則及びこの規程の定めによる他、別にこれを定める。

(入学検定料、入学金、授業料等)

- 第34条 本研究科に入学を出願する者は、大学院学則第40条に定める入学検定料を納付しなければならない。
- 1 本研究科に入学を許可された者は、大学院学則第41条第1項に定める入学金及び所定の学費を納付しなければならない。ただし、第12条に規定する長期履修生については、別にこれを定める。

- 第35条 委託生は研修指導費、科目等履修生は履修料、聴講生は聴講料、研究生は研究指導費を納付しなければならない。
- 1 納付額については、大学学則第53条の定めによる。

- 第36条 入学金、授業料その他の学費、実験実習費、研修指導費、履修料、聴講料、研究指導費の金額及び徴収については、別にこれを定める。

- 第37条 既納の入学金、授業料その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、審査料及び研究指導費は、いかなる事情があっても返付しない。
- 1 前項の規定にかかわらず、本大学院に入学を許可された者が指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により入学金を除く授業料その他の学費を返付する。
  - 2 前項の返付に関する取扱いは、別に定める。

- 第38条 所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、修士論文審査のため引き続き在学するときの授業料その他学費は、指導教授の申し出により、研究科委員会の

- 承認を経て、1年以内に限り、最終年次に適用していた学費の4分の1の額とする。
- 1 前項の規定に関わらず、第12条に規定する長期履修生については、これを別に定める。

(委員会)

- 第39条 大学院学則第48条に基づき、本研究科に研究科委員会を置く。
- 1 第17条、大学院学則第49条及び第50条に定めるほか、研究科委員会に関することは、別にこれを定める。

(賞罰及び除籍)

- 第40条 賞罰及び除籍については、大学院学則第46条に基づき、大学学則第63条から第66条までの規定を準用し、同学則第65条中当該学部会議を現代社会文化研究科委員会に、同学則第66条中8年を4年に読み替えるものとする。

(その他)

- 第41条 大学院学則、学位規程及びこの規程に定めのない事項については、研究科委員会及び大学院委員会がこれを定める。

(規程の改廃)

- 第42条 この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て大学教育研究評議会が行う。

附則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2017年7月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 この規程による文学研究科から現代社会文化研究科、社会学専攻から現代社会学専攻、及び英文学専攻から国際教養学専攻への名称変更に伴う改正規定は、2018年度入学生から適用する。
- 3 文学研究科中国文化専攻は、この規程による改正後の第3条の規定にかかわらず、2018年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日まで間存続するものとする。
- 4 2018年3月31日に文学研究科社会学専攻、中国文化専攻、及び英文学専攻に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程は、2019年4月1日より施行する。
- 2 2019年3月31日に現代社会文化研究科現代社会学専攻及び国際教養学専攻に在籍する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程は、2020年4月1日より施行する。
- 2 2020年3月31日に現代社会文化研究科に在籍する者については、この規程の改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程は、2021年4月1日より施行する。
- 2 2021年3月31日に現代社会文化研究科に在籍する者については、この規程の改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 I (第8条関係)

授業科目及び単位数

1 大学院共通科目

授業科目	単位数
Academic English 特論	4

2 現代社会学専攻

(1) 現代社会コース

分野	授業科目	単位数	教職課程		大学院進学希望者指定科目	
			社会	公民		
専攻共通科目	現代社会学総論	2			○	
	社会調査法演習	2			○	
研究指導科目	研究演習 I	2			○	
	研究演習 II	2			○	
	研究演習 III	2			○	
	研究演習 IV	2			○	
専攻科目	現代社会コース	理論社会学研究	2	○	○	○
		家族社会学研究	2	○	○	○
		市民社会学研究	2			○
		地域社会学研究	2	○	○	○
		組織社会学研究	2	○	○	○
		医療と社会研究	2	○	○	○
		社会と規範研究	2	○	○	○
		犯罪社会学研究	2	○	○	○
		科学社会学研究	2	○	○	○
		多変量解析演習	2			○
		質的調査法演習	2			○
		スポーツ文化論研究	2	○	○	○
		社会文化理論研究	2	○	○	○
		コミュニケーション論研究	2	○	○	○
		メディア社会学研究	2	○	○	○
文化社会学研究	2	○	○	○		
消費社会学研究	2	○	○	○		
表現文化論研究	2	○	○	○		

専修免許状の授与に係る履修区分について

中・高等学校教諭専修免許状取得のためには、「教職課程」欄の免許教科ごとに、○印を付した授業科目を 24 単位以上、修得しなければならない。

(2) 地域創造コース

分野	授業科目	単位数	教職課程		大学院進学希望者指定科目	
			社会	公民		
専攻共通科目	現代社会学総論	2			○	
	社会調査法演習	2			○	
研究指導科目	研究演習 I	2			○	
	研究演習 II	2			○	
	研究演習 III	2			○	
	研究演習 IV	2			○	
専攻科目	地域創造コース	文化資源活用研究	2			○
		地域文化政策研究	2			○
		地域コミュニティ研究	2			○
		地域デザイン研究	2			○
		地域開発研究	2			○
		都市計画研究	2			○
		地域創造事例研究	2			○
		観光資源研究	2			○
		観光まちづくり研究	2			○
		観光行動研究	2			○
		観光産業研究	2			○
		観光政策研究	2			○
		観光学文献研究	2			○
地域創造学文献研究	2			○		

専修免許状の授与に係る履修区分について

中・高等学校教諭専修免許状取得のためには、「教職課程」欄の免許教科ごとに、○印を付した授業科目を 24 単位以上、修得しなければならない。

3 国際教養学専攻

(1) 国際コミュニケーションコース

分野	授業科目	単位数	教職課程	大学院進学希望者指定科目	
			英語		
専攻共通科目	国際教養学基礎	2	○	○	
	国際日本学基礎	2		○	
研究指導科目	研究演習 I	2		○	
	研究演習 II	2		○	
	研究演習 III	2		○	
	研究演習 IV	2		○	
専攻科目	国際コミュニケーションコース	英語学研究	2	○	○
		言語学研究	2	○	○
		応用言語学研究	2	○	○
		第二言語習得論研究	2	○	○
		英語教育学研究	2	○	○
		英語教授法研究	2	○	○
		英語教材論研究	2	○	○
		英米文学研究	2	○	○
		英米文化研究	2	○	○
		国際コミュニケーション論研究	2	○	○
		自然言語処理研究	2	○	○
		国際文化地理学研究	2	○	○
		意味論・語用論研究	2	○	○
		形態論・統語論研究	2	○	○
		コミュニケーション文法論研究	2	○	○

専修免許状の授与に係る履修区分について

中・高等学校教諭専修免許状取得のためには、「教職課程」欄の免許教科ごとに、○印を付した授業科目を 24 単位以上、修得しなければならない。

(2) 国際日本学コース

分野	授業科目	単位数	教職課程	大学院進学希望者指定科目	
			国語		
専攻共通科目	国際教養学基礎	2		○	
	国際日本学基礎	2	○	○	
研究指導科目	研究演習 I	2	○	○	
	研究演習 II	2	○	○	
	研究演習 III	2			
	研究演習 IV	2			
専攻科目	国際日本コース	日本語日本文化総合演習 I	2		○
		日本語日本文化総合演習 II	2		○
		日本語学研究	2	○	○
		日本詩歌研究	2	○	○
		日本物語・小説研究	2	○	○
		日本近現代文学研究	2	○	○
		日本受容文化論研究	2	○	○
		日本文化史研究	2	○	○
		日本現代文化論研究	2	○	○
		日本芸能研究	2	○	○
		日本学研究	2	○	○
		クールジャパン研究	2	○	○
ポップカルチャー研究	2	○	○		

専修免許状の授与に係る履修区分について

中・高等学校教諭専修免許状取得のためには、「教職課程」欄の免許教科ごとに、○印を付した授業科目を 24 単位以上、修得しなければならない。